舟橋村選挙管理委員会告示第23号

期日前投票所の場所等について

公職選挙法（昭和25年法律第110号）第48条の2第3項及び第41条第1項の規定により、令和8年10月18日執行の舟橋村長選挙における期日前投票所の開設場所は、次のとおりである。

令和8年10月13日

舟橋村選挙管理委員会
委員長　林　清輝

投票区名	期日前投票所の場所
舟橋村投票区	舟橋村佛生寺55　舟橋村役場1階総務課